



意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 189- [redacted]
(ふりがな) ひがしむらやまし [redacted]
住所 東村山市 [redacted]

(ふりがな) [redacted]
氏名 [redacted]
電話番号 [redacted]

電子メールアドレス：

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関する意見

今回の電波利用料制度見直しについては、特にIT社会の実現に向けて新しいサービスが生まれようとしている現在、その動きにブレーキをかける可能性があると考えられます。

自分の回りでも、高速道路でのETCや家庭で使用している無線LAN、センサー類など、今まさに、自動車、家電、セキュリティなど様々な分野で電波の恩恵を享受しておりますし、今後も私たちの生活に寄与してくれることを期待しています。

しかしながら、免許不要局に対しての利用料徴収は、今後発展が期待されるIT産業の阻害要因となる恐れになると思います。従いまして、免許不要局に対しての利用料徴収は行うべきでないと考えます。

以上